

第 1 0 4 号議案

豊川市下水道条例の一部改正について

豊川市下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 6 年 1 1 月 2 9 日提出

豊川市長 竹 本 幸 夫

豊川市下水道条例の一部を改正する条例

豊川市下水道条例（昭和 5 5 年豊川市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した<u>基本使用料と従量使用料との合計額</u>に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 （略）	（使用料の算定方法） 第17条 使用料の額は、毎使用月において使用者が排除した汚水の量（以下「排出量」という。）に応じ、別表に定めるところにより算定した<u>額</u>に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、1 円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てるものとする。 2 （略）

改正後			改正前		
別表（第17条関係）			別表（第17条関係）		
区分	排出量	金額	使用料（1使用月について）		
基本使用料 （1使用月につき）		750円	排出量	金額	
従量使用料 （1使用月につき）	1立方メートルから 5立方メートルまで	1立方メートルにつき 20円	10立方メートルまで	860円	
	6立方メートルから 10立方メートルまで	1立方メートルにつき 95円	10立方メートルを超え 20立方メートルまで	1立方メートルにつき 95円	
	11立方メートルから 20立方メートルまで	1立方メートルにつき 129円	20立方メートルを超え 30立方メートルまで	1立方メートルにつき 129円	
	21立方メートルから 30立方メートルまで	1立方メートルにつき 148円	30立方メートルを超え 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 148円	
	31立方メートルから 50立方メートルまで	1立方メートルにつき 163円	50立方メートルを超え 100立方メートルまで	1立方メートルにつき 163円	
	51立方メートルから 100立方メートルまで	1立方メートルにつき 180円	100立方メートルを超え 500立方メートルまで	1立方メートルにつき 180円	
	101立方メートル以上	1立方メートルにつき 217円	500立方メートルを超えるもの	1立方メートルにつき 217円	

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊川市下水道条例第17条第1項及び別表の規定は、令和7年3月分の使用料から適用し、同年2月分までの使用料については、なお従前の例による。

理 由

この案を提出するのは、公共下水道の使用料の適正化を図るため、使用料を改定する必要があるからである。